

特記仕様書(3)

(選択する項目において■印を本工事に適用する。
なお、アンダーライン付の項目は、選択する項目及び記入が必要な項目を示す。)

37 産業廃棄物処理関係 (様式-1)

- 本項は、京都市が発注する工事請負契約(以下「当該契約」という。)に係る産業廃棄物の処理内容について必要な事項を定め、もって当該契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 第1条 請負者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令の他、「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(以下「要綱」という。)を遵守しなければならない。
- 第2条 請負者は、前条に掲げる各法令等の趣旨を踏まえ、当該契約に係る産業廃棄物の処理に当たっては、再利用できる場合は当該方法による処理・処分方法を採用するとともに、原則として自ら行い、要綱第2条第2項第2号に規定する排出事業者として、同要綱第4条の責務を負っていることを十分に認識し、信義に従って誠実に対応しなければならない。
- 第3条 請負者は、工事請負契約書第3条に定める請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を提出するときは、下記様式に従い、当該契約により生じる産業廃棄物の種類、発生量及び処理方法等の必要な事項を記載のうえ、内訳書に添付しなければならない。
- なお、京都市(甲)が内訳書の提出を免除した場合においても、下記様式に必要な事項を記載し、提出するものとする。
- 第4条 請負者は、当該契約に係る産業廃棄物の処理状況を明らかにするため、京都市(甲)の求めに応じて施工計画書、廃棄物処理委託契約書、実績報告及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の写しを提出しなければならない。
- 第5条 この特記仕様書に反して当該契約の産業廃棄物が処理された場合は、請負者に対して必要な措置を命じることがある。このとき請負者は、速やかに指示に従わなければならない。

(様式-2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

工事請負契約に係る産業廃棄物処理票

京都市長 様

(記入にあたっては、事業所の所在地、名称及び代表者を記入)
請負者 住所 〇〇市〇〇区〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇
氏名 代表取締役〇〇〇〇 印

特記仕様書第3条の規定により、請負代金内訳書に添付して提出します。

1 契約番号	第〇〇〇〇号
2 工事名	京都市〇〇〇〇〇〇〇〇工事 ただし、〇〇〇〇工事
3 工事場所	京都市〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

工事契約に係る産業廃棄物の処理予定、数量					
種類	Co地 (トン)	As地 (トン)	木くず (トン)	汚泥 (トン)	ガラスくず 陶磁くず (トン)
処理方法 ※1	破砕	破砕	破砕	破砕	破砕
発生量(トン)※3	250	45	25	5	15

※1 処理方法は、できるだけ具体的に記入すること(焼却、中和、脱水、破砕、溶融など)。

38 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する取扱い

- 請負者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告すること。
- なお、書面は別に定める18条様式とし、建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)による再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を添付すること。
- (1) 再生資源化等が完了した年月日
- (2) 再生資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再生資源化等に要した費用

39 低入札価格調査制度関係

- 本項は、京都市低入札価格調査取扱要領(以下「取扱要領」という。)に基づく低入札価格調査に関する事項及び調査対象者が請負者となった工事について必要な事項を定め、工事請負契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 1 取扱要領第5条に基づく低入札価格調査の対象者になった場合は、取扱要領第7条に基づく調査項目に関する資料を提出しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、低入札価格調査に関し必要な事項については、取扱要領に定めるものとし、対象者はこれに応じなければならない。

- 3 取扱要領第5条に基づく低入札価格調査の対象者が請負者となった工事については、次に掲げる事項に応じなければならない。
- (1) 施工計画書の内容のヒアリング
- 共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。
- (2) 施工体制台帳等の提出及びその内容のヒアリング
- ア 請負者は、下請業者を使用する場合は、建設業法により施工体制台帳を作成する必要がある場合であっても、同法に定める施工体制台帳と同様な書類を提出しなければならない。
- イ 施工体制台帳又は(ア)に規定する施工体制台帳と同様な書類の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。
- (3) 施工段階ごとの工事報告書の提出及びその内容のヒアリング
- 請負者は、監督職員の求めに応じて施工段階ごとの工事報告書を提出しなければならない。施工段階ごとの工事報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。
- (4) 安全点検実施報告書の提出及びその内容のヒアリング
- 請負者は、監督職員の求めに応じて仮囲い、掘削、足場、火災予防及び建設公害防止等について安全点検を実施し、安全点検実施報告書を提出しなければならない。また、安全点検実施報告書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事担当課の長から求められたときは、請負者はこれに応じなければならない。

40 庁舎・学校施設のシックビル対策

対策を取る建築・設備材料等		使用制限の原則
①合板・木質系フローリング・構造用パネ ル・集成材・単板積層材・MDF・パーティクルボ ード・その他の木質建材 ②壁紙 ③塗料 ④ウリア樹脂板 ⑤壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、 巾木及び設備工事等の施工時に使用する接着剤 ⑥保温材・緩衝材・断熱材 ⑦仕上塗料 ⑧家具・書架・実験台・その他の什器等	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極 めて少ないJIS又はJASの規格品とする。	①③⑤に掲げる建築・設備材料等を使用してい る場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、 発散が極めて少ないものとする。
対策を取る建築・設備材料等		使用制限の原則
①壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、 巾木及び設備工事等の施工時に使用する接着剤 ②塗料	トルエン等の含有量が少ないJIS又はJASの規格 品とする。	
対策を取る建築・設備材料等		使用制限の原則
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の 薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、 十分乾燥した上現場へ搬入すること。	

- (4)可塑剤を使用している建築・設備材料等の使用制限の原則
- | 対策を取る建築・設備材料等 | 使用制限の原則 |
|---------------|--|
| ①壁紙用接着剤 | フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチ
ルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使
用しているJIS又はJASの規格品とする。 |
| ②木工用接着剤 | フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチ
ルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使
用しているものとする。 |

※ 上記(1)~(4)における使用制限の原則としては、F☆☆☆☆を基本とし、該当する材料等がない場合は、F☆☆☆又はその同等品(旧JAS及びJISにおけるF0、E0のものを含む。)を使用する。

※ 施工中、施工後の通風、換気を十分にを行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させること。

41 ホルムアルデヒド等の室内濃度の測定

別途建築工事において、ホルムアルデヒド等の室内濃度測定を専門機関に依頼し、工事後に十分に養生期間を確保して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認するため、本工事においても協力すること。

測定対象化学物質 (厚生労働省の指針値) (25℃の場合)	※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン ※スチレン ・パラジクロロベンゼン	(O. 08ppm以下) (O. 07ppm以下) (O. 20ppm以下) (O. 88ppm以下) (O. 05ppm以下) (O. 04ppm以下)
測定対象室		
測定箇所数	室の床面積A㎡ 測定箇所数	A≤50 50<A≤200 200<A≤500 500<A
測定方法	全測定箇所において、測定対象化学物質の濃度を同時に測定する。 測定は、パッシブ型採取機器を用いて以下の要領で行う。 測定の準備 ①30分間換気 ②5時間閉鎖 ③8時間又は24時間測定 パッシブ型採取機器を設置 パッシブ型採取機器を回収 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ①②③において、換気設備又は空調設備は稼働させたまとする。 ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたま。	

京都市立中学校整備 工事設計図 No. 3 設計変更 No.

ただし、空調機電気設備工事 9 枚の内 平成 年 月 枚の内

特記仕様書(3) 企画設計課 課長 課長補佐、係長 係員

平成 16年 10月 課長 課長補佐、係長 係員

42 都市計画局建築設備機器製造者指定一覧表 (電気設備工事に用)

指定機器	製造者の商号	本社所在地	有効期限
高圧機器(キュービクル式 配電盤及び高圧スイッチギア)	(株)愛知電機製作所	愛知県	平成17年3月31日
	(株)因幡電機製作所	大阪府	平成17年3月31日
	(株)井上電機製作所	京都府向日市	平成17年3月31日
	(株)伊原電機製作所	滋賀県	平成17年3月31日
	川崎電気(株)	山形県	平成17年3月31日
	京都精工電機(株)	京都府京都市	平成17年3月31日
	(株)車川電機製作所	京都府京都市	平成17年3月31日
	(株)下平電機製作所	大阪府	平成17年3月31日
	(株)新岩村電機製作所	京都府京都市	平成17年3月31日
	星和電機(株)	京都府城陽市	平成17年3月31日
	大正電機製造(株)	滋賀県	平成20年3月31日
	(株)大日製作所	石川県	平成20年3月31日
	(株)田中電機製作所	京都府京都市	平成17年3月31日
	中立電機(株)	愛知県	平成17年3月31日
	寺崎電気産業(株)	大阪府	平成20年3月31日
	(株)東芝	東京都	平成17年3月31日
	東洋電機製造(株)	東京都	平成17年3月31日
	(株)戸上電機製作所	佐賀県	平成17年3月31日
	内外電機(株)	大阪府	平成20年3月31日
	日清電機(株)	大阪府	平成17年3月31日
監視制御装置	日新電機(株)	京都府京都市	平成17年3月31日
	(株)日立製作所	東京都	平成17年3月31日
	富士電機(株)	東京都	平成17年3月31日
	(株)別川製作所	石川県	平成17年3月31日
	松下電工(株)	大阪府	平成17年3月31日
	三菱電機(株)	東京都	平成17年3月31日
	(株)三星電氣製作所	京都府京都市	平成17年3月31日
	名神電機(株)	京都府京都市	平成17年3月31日
	(株)明電舎	東京都	平成17年3月31日
	森井電業(株)	東京都	平成17年3月31日
エレベーター(一般、一般油圧 、普及型、非常用、機械室レス) 及びエスカレーター	(株)島津製作所	京都府京都市	平成17年3月31日
	ジョンソンコントロールズ(株)	東京都	平成20年3月31日
	日本電気(株)	東京都	平成17年3月31日
	(株)日立製作所	東京都	平成20年3月31日
	富士通(株)	神奈川県	平成20年3月31日
	松下電器産業(株)	大阪府	平成17年3月31日
	(株)山武	東京都	平成20年3月31日
	三精輸送機(株)	大阪府	平成20年3月31日
	シンドラーエレベーター(株)	東京都	平成20年3月31日
	ダイコー(株)	東京都	平成20年3月31日
エレベーター(一般、一般油圧 、普及型、非常用、機械室レス) 及びエスカレーター	東芝エレベータ(株)	東京都	平成17年3月31日
	日本エレベーター製造(株)	東京都	平成20年3月31日
	日本オーチスエレベータ(株)	東京都	平成17年3月31日
	(株)日立製作所	東京都	平成20年3月31日
	フジテック(株)	大阪府	平成20年3月31日
エレベーター(一般、一般油圧 、普及型、非常用、機械室レス) 及びエスカレーター	三菱電機(株)	東京都	平成17年3月31日

※製造者名の並びは、五十音順
H16.10.01(平成16年度(追加))

43 追記事項

- (1) 工期
- ア 工期が「契約の日から〇〇以内」、および「〇〇年〇〇月〇〇日まで」の場合は契約の日の翌日を工期の初日とする。
- イ 本工期内には、完成検査及び手直しの必要がある場合に要する期間、並びに「おぼろげ」等の室内濃度の測定を行う場合の養生等の期間を含む。
- (2) 主任(監理)技術者の資格
- ア 主任技術者は、建設業法による主任技術者の資格を有する者とする。
- イ 監理技術者は、指定建設業監理技術者資格者証を取得した者とする。
- ウ 請負代金額が2,500万円以上の工事は専任とする。
- エ 下請金額の合計が3,000万円以上の工事は監理技術者を必ず設置すること。
- (3) 特記仕様書中における工事担当課の取扱い
- 工事担当課とは、本都市計画局公共建築部工務監理課をいう。
- (4) 完成時の提出書類の追記
- ア 保守に関する説明書など
- (ア) 完成通知書 (1部)
- (イ) 完成図書製本(工事担当課用、施設管理者用各1部)に係る追記
- A 工事担当課用
- (a') 完成図(原図(1部) ■二つ折り製本(1部) □完成図書に折込み)
- (f') PCB有無報告書 [「PCB器具等」の項目による]
- (f) 産業廃棄物管理票 [「マニフェストE票写し」]
- [「建設副産物対策等」の項目による]
- (h'') 産業廃棄物処分業許可証 [写し]
- (h') 産業廃棄物収集運搬業許可証 [写し]
- (o) 完成図書等引渡しリスト兼受領書
- B 施設管理者用
- (a) 完成図(■二つ折り製本(1部) □完成図書に折込み)
- (5) PCB器具等
- 撤去した照明器具、受変電設備等は、PCB使用の有無を確認し、その全リスト(機器名、形式、PCBの有無、台数等)を監督職員に提出すること。PCB使用機器は監督職員の指示に従い、所定の場所に保管し、その他撤去機器については、請負者にて適正に処置すること。
- (6) 再生資源利用 [促進] 計画書および実施書について
- 請負代金額が100万円以上の工事は以下を提出すること。
- ア 再生資源利用 [促進] 計画書 (施工中)
- イ 再生資源利用 [促進] 実施書 (完成時)
- (7) 仕様概要 電線管
- 屋外、湿気の多い場所及び水気等のある場所における、管相互及びボックス等との接続部は、ねじ込みとする。
- (8) 仕様概要 コンセント等のプレート
- ブラックプレートは、屋外にはアクリル製エッチング、屋内にはシールを使用すること。

44 注意事項

- (1) 工事に際しては、生徒や児童、職員の安全を優先し、学校の授業や行事と工事内容・工程について、学校関係者と十分な打合せを行い施工すること。
- ア 工事車両の進入・退出については登下校時間には行わないこと。
- イ 授業時間に騒音を伴う工事は行わないこと。
- ウ その他作業内容や作業場所の制約があるため、土日や夜間(概ね21時頃まで)作業が必要となる場合がある。
- (2) 資材置場等は、学校と打合せの上、場所を設定すること。なお、工具やその他容易に持ち出せる材料等は、都度持ち帰ること。
- (3) 屋外部分の施工は、工事部分と水平距離が5m以上の位置にバリカー等で区画し、児童・生徒が立ち入らないようにして行うこと。

45 部分引渡し

本工事は、工事請負契約書第38条に規定する部分引渡しを行う。
引渡しの指定部分は、学校単位とする。

京都市立中学校整備

工事設計図

ただし、空調機電気設備工事

No. 4

9

枚の内

企画設計課

課長

係長

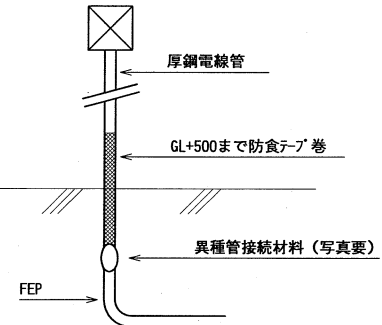
係員

平成16年10月

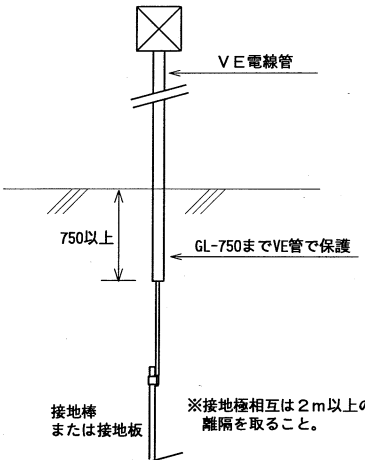
標準図

縮尺

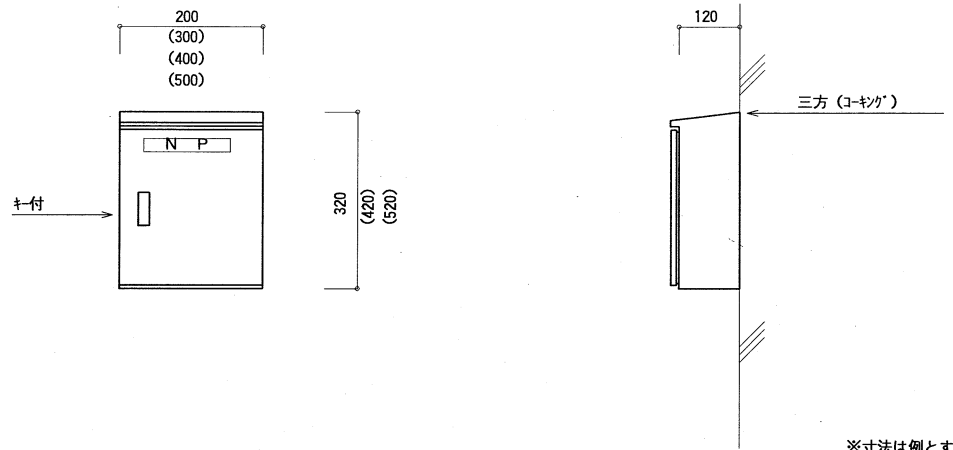
地中から建物等への立上げ配管の施工



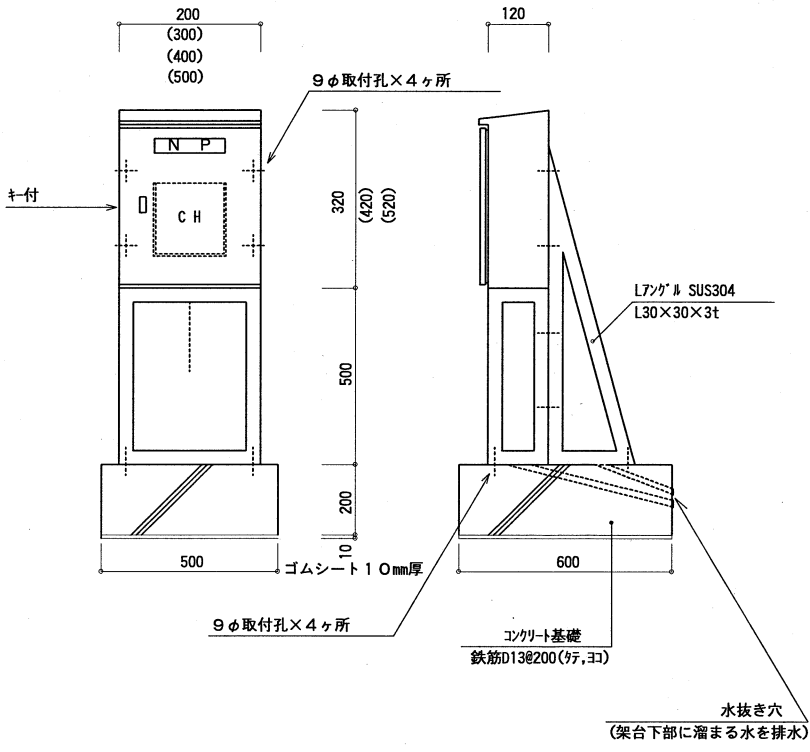
接地極への配管・配線の施工



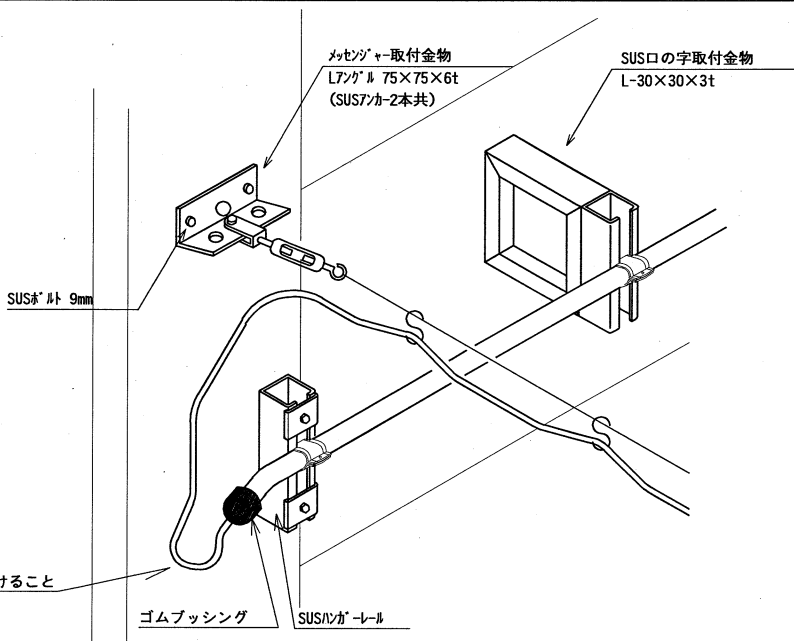
手元開閉器盤 (SUS) の外壁施工



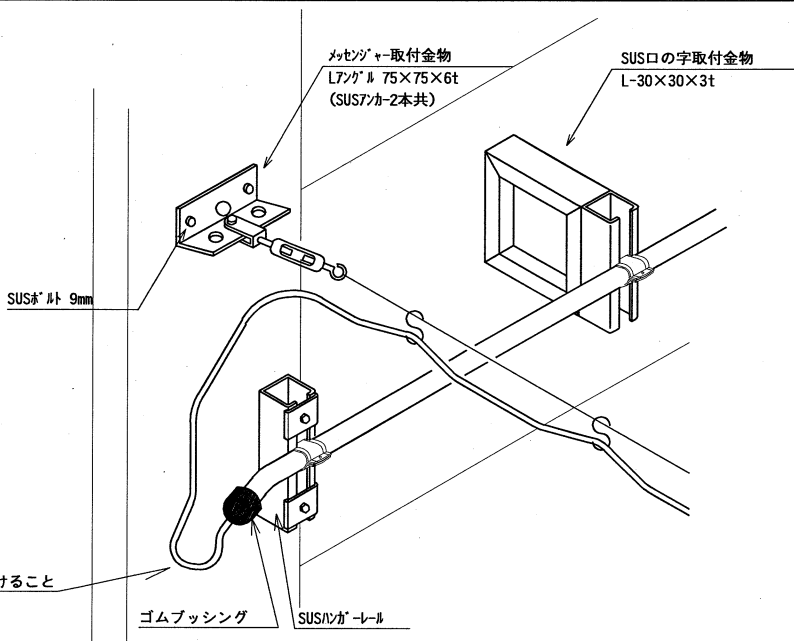
手元開閉器盤 (SUS) の屋上施工



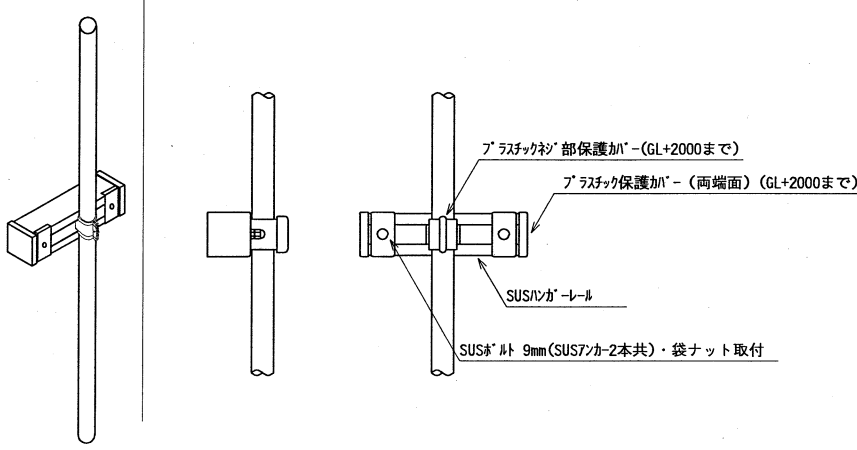
外壁横引配管の施工



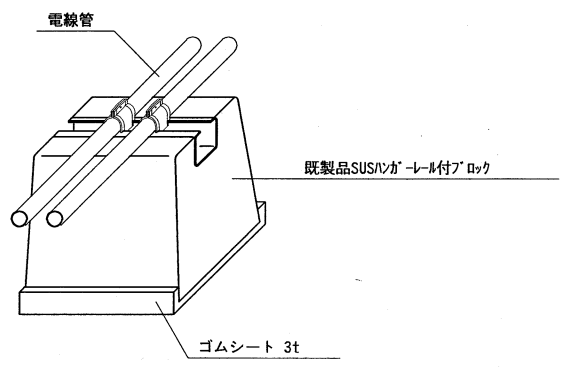
メッセンジャーワイヤー取付金物の施工



屋外露出配管の施工

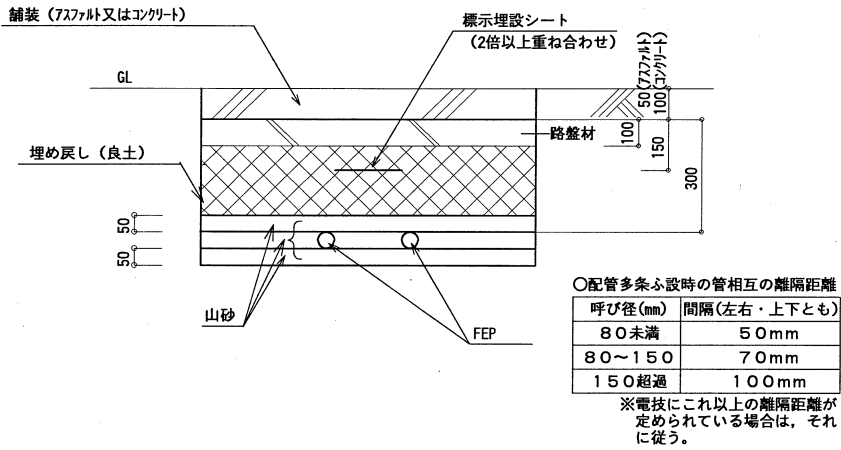


屋上配管支持の施工



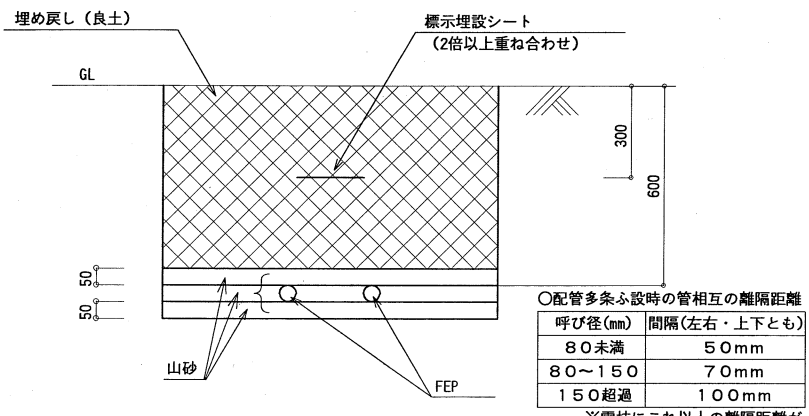
地中埋設配管の施工

(舗装下面から300の場合)

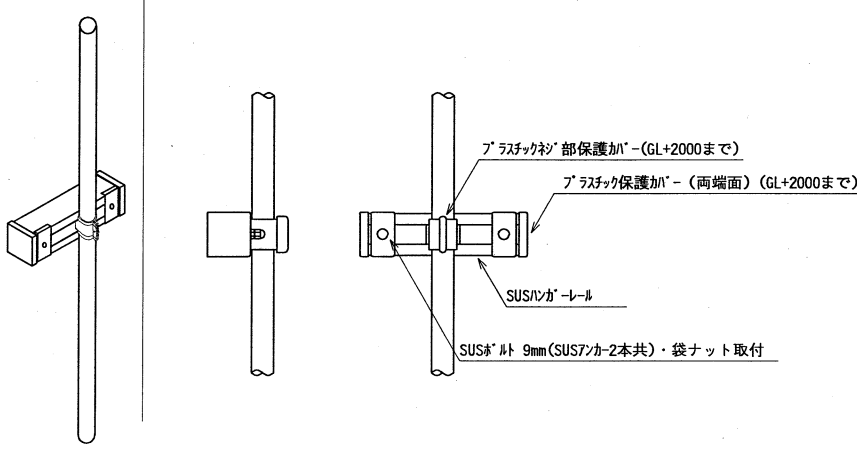


地中埋設配管の施工

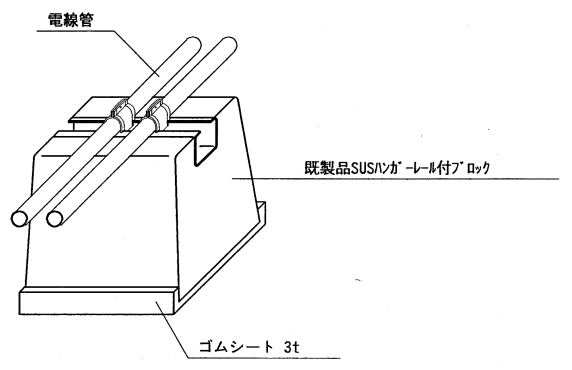
(埋設深さGL-600の場合)



屋外露出配管の施工

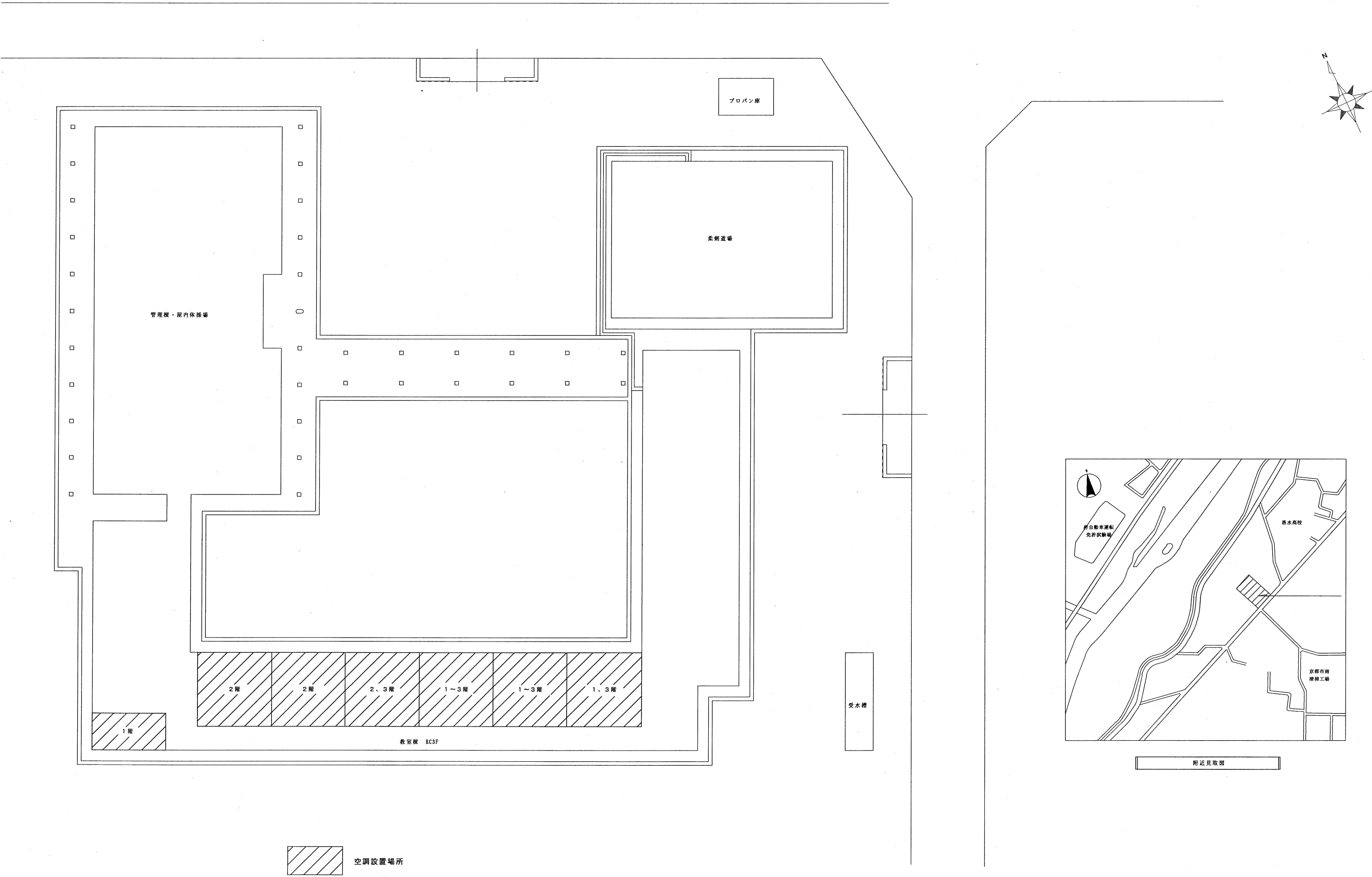


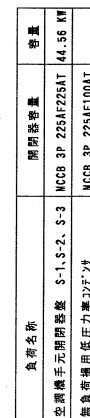
屋上配管支持の施工



参考資料2-2 (電気設備)

Ver.E.H16.4.1





① 3相変圧器75KVAを150KVAに取替。(高効率型変圧器)
上記に伴う1,2次配線接続及び接地線(EN-1E38")張替を含む。

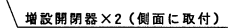
② 変圧器取替に伴いCT取替。

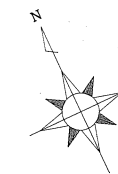
③ 変圧器増量に伴い無負荷損用低圧力率コデン224Kvar取付。

④ 空調機手元開閉器盤 S-1-S-2-S-3 送り MCCB 3P 225AF 225AT(25KA)増設。(759227)レド取付・取付位置は右図参照
コデン224保護用配線用遮断器 MCCB 3P 225AF 100AT(25KA)増設。(759227)レド取付・取付位置は右図参照

・高圧機器及び配線接続部等には、9-91Aを取り付けること。

・増設した変圧器の変圧器用熱線油温PCB検査を右図参照。





記号	名称	備考
■	手元開閉器盤	新設
■	電灯分電盤	改修
●	埋込スイッチ	PLS1P4A(ON表示)
⓪	露出コンセント	2P15A×1
□	MM	3/8E-A用3-ナ-8" ヲツ
※1	既設PBより電源取り出し	
※2	既設照明器具 (FLR40W×2 逆富士型) 移設	
⊗	壁付換気扇	機械設備工事
⊗	3" AA" ヲツ又は7/16" ヲツ	仕様は併記参照
⊗	壁貫通 (補修共)	
---	電線路	イペイ又は3/8E-A配線
---	"	架空又はケーブル配線工事
---	"	露出
---	"	床下イペイ
---	"	既設
---	"	立上げ、立下げ、素通し

記載なき配管配線は下記による。

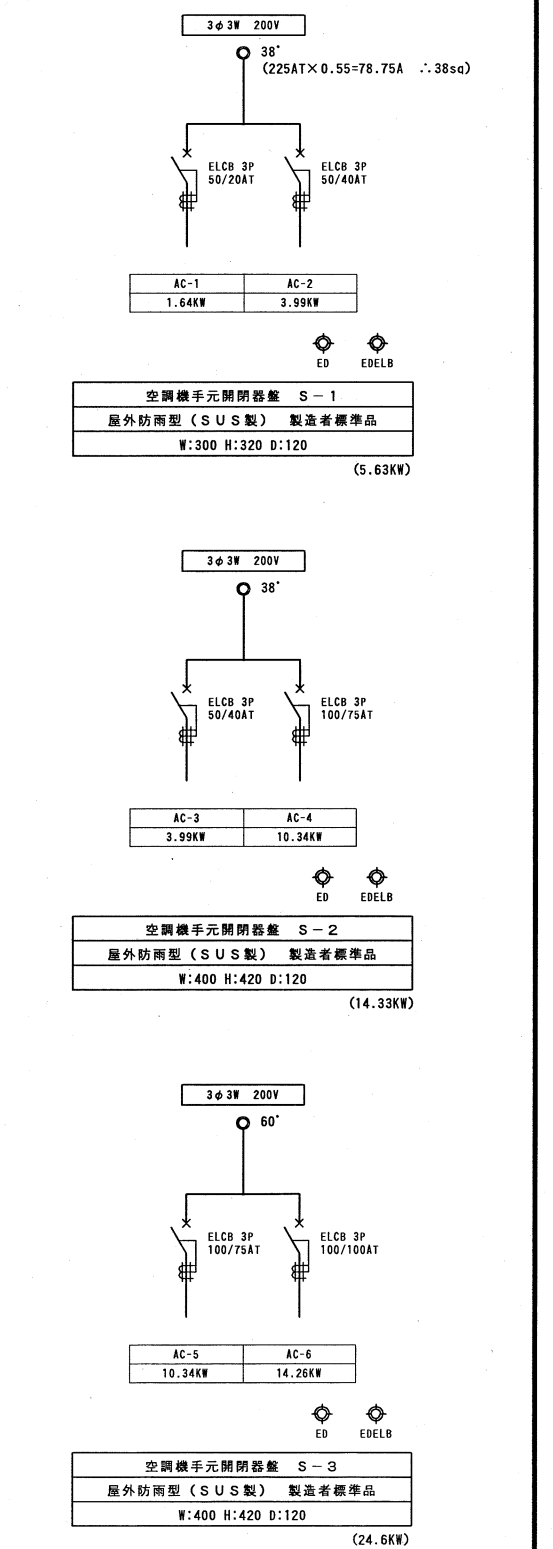
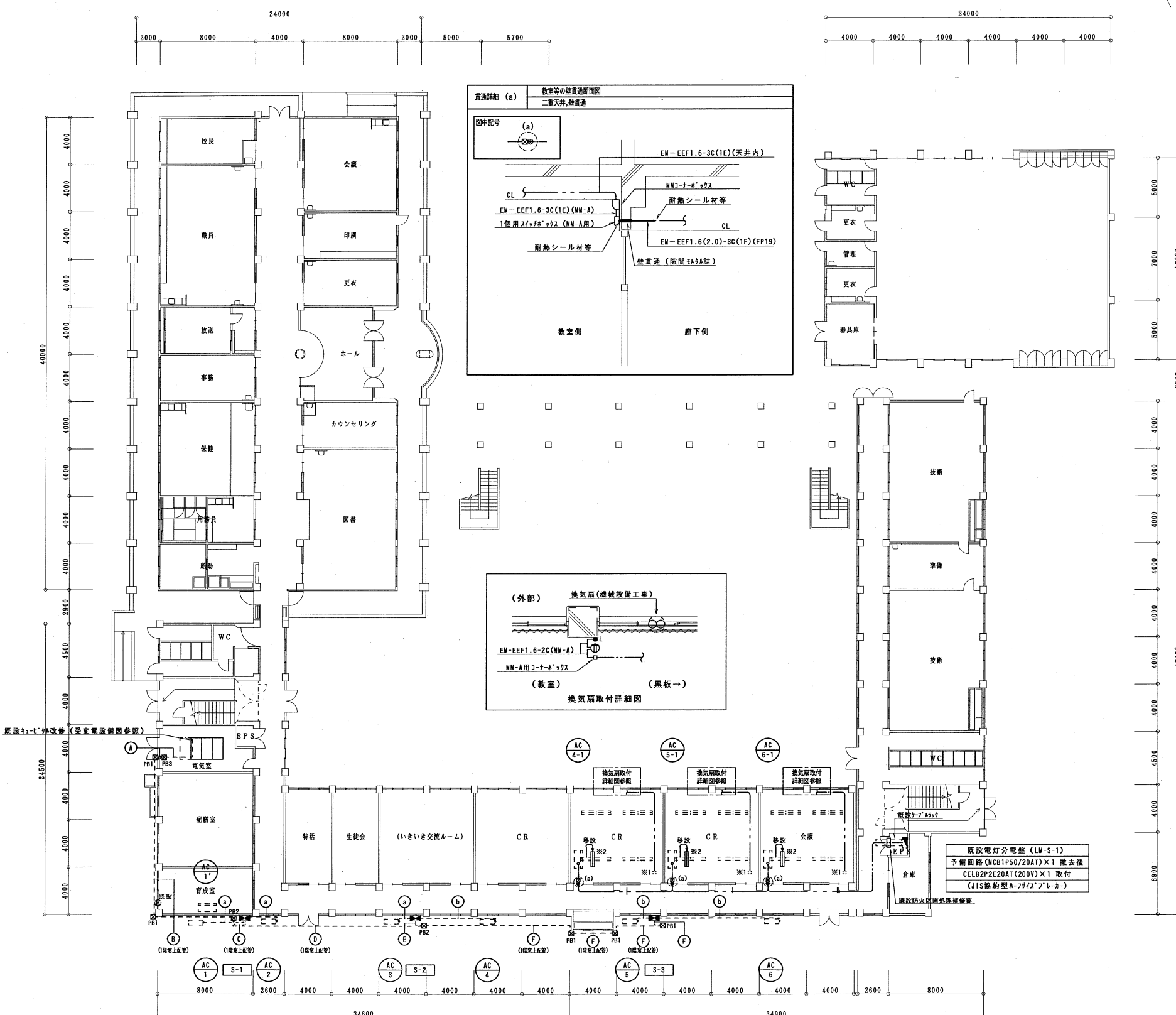
---	EM-EEF1.6-2C	(天井)
---	EM-EEF1.6-3C(1E)	(天井)
---	EM-EEF1.6-3C(1E)×2	(天井)
---	EM-EEF2.0-3C(1E)	(天井)

3" AA" ヲツ凡例

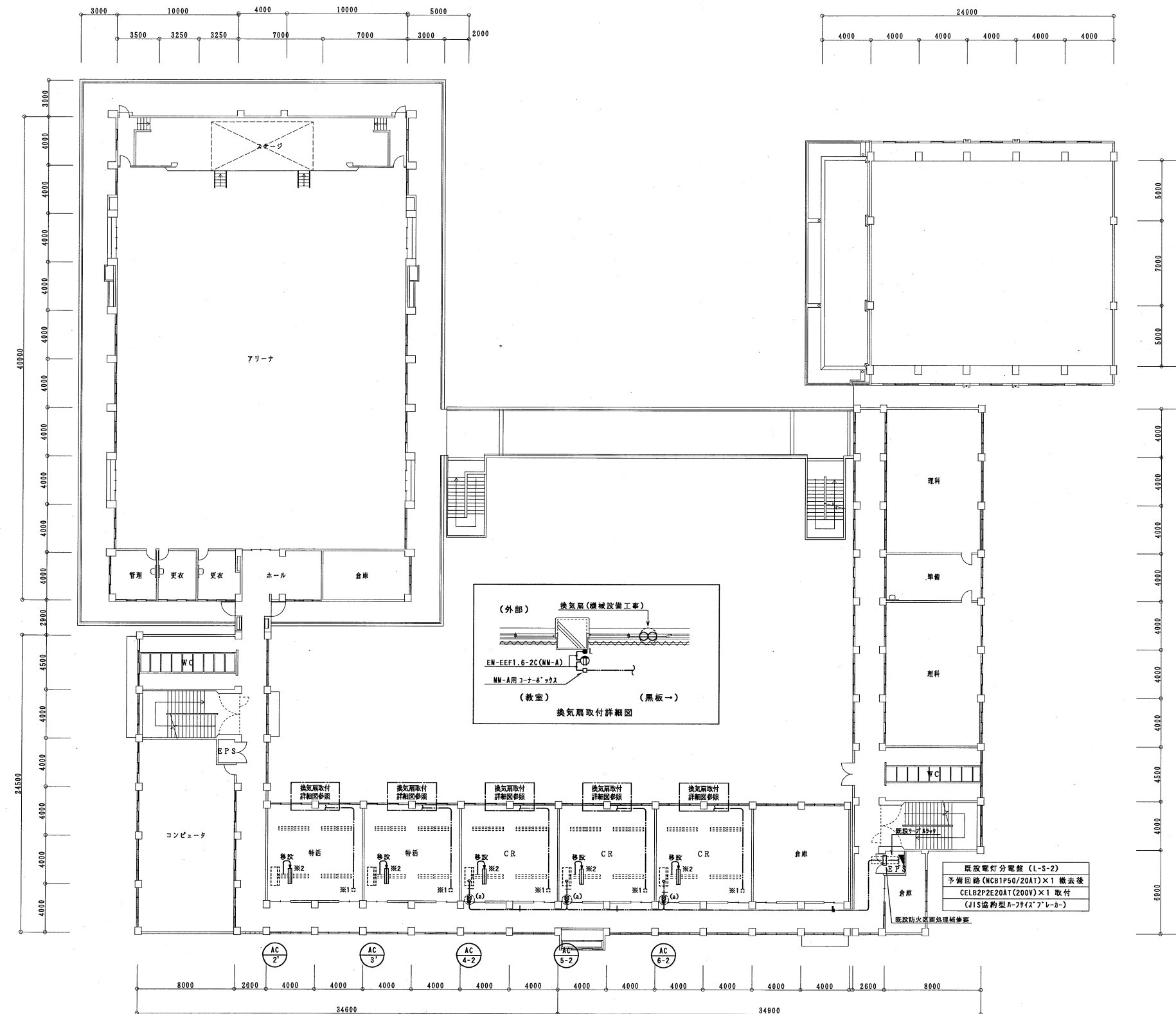
PB1	PB 400×400×300 (SS-WP型 SUS製)
PB2	PB 500×500×300 (SS-WP型 SUS製)
PB3	PB 400×400×300 (SS型 露出)

記号	電気容量	台数	定格電流
AC-1	3φ 200V C:1.5KW+F:0.07KW	1	9.80A
AC-1'	1φ 200V F:0.07KW	1	
AC-2	3φ 200V C:3.7KW+F:0.14KW	1	18.40A
AC-2'	1φ 200V F:0.15KW	1	
AC-3	3φ 200V C:3.7KW+F:0.14KW	1	18.40A
AC-3'	1φ 200V F:0.15KW	1	
AC-4	3φ 200V C:9.7KW+F:0.64KW	1	43.03A
AC-4-1~3	1φ 200V 0.15KW	3	
AC-5	3φ 200V C:9.7KW+F:0.64KW	1	43.03A
AC-5-1~3	1φ 200V 0.15KW	3	
AC-6	3φ 200V C:13.5KW+F:0.76KW	1	50.96A
AC-6-1~4	1φ 200V 0.15KW	4	

記号	配管配線凡例
A	EM-CE 100'-3CE14'×2 (EP75) S-1,S-2,S-3
B	EM-CE 100'-3CE14'×2 (CP75) S-1,S-2,S-3
C	EM-CE 38'-3CE8'×2 (CP51),(F2WP50) S-1
D	EM-CE 100'-3CE14'×2 (CP51) S-2,S-3
E	EM-CE 38'-3CE8'×2 (CP51),(F2WP50) S-2
F	EM-CE 60'-3CE8'×2 (CP51),(F2WP50) S-3
a	EM-CE 5.5'-4C(1E) (CP31),(F2WP30) 空調室外機
b	EM-CE 38'-3CE5.5' (CP51),(F2WP50) 空調室外機



1階平面図 1/200



2階平面図 1/200

